会　　則

河原塚小学校保護者と教師の会

松戸市立河原塚小学校保護者と教師の会会則

第１章　名称及び事務所

第１条　　この会は松戸市立河原塚小学校保護者と教師の会「河原塚小学校ＰＴＡ」（以下「本会」）という。

第 ２ 条　本会の事務所を河原塚小学校におく。

第２章　目的

第 ３ 条　本会の目的は次のとおりとする。

１．家庭、学校及び地域社会と協力して児童の福祉を増進する。

２．保護者と教師が互いに連携して児童の生活指導並びに心身の健全なる発達を育成する。

３．保護者と教師が社会の一員として、よき保護者、よき教師となるためにたえず研修を行う。

第３章　方針

第 ４ 条　本会は第３条の目的を達成するために、次の方針に従い民主的に運営する。

１．本会は児童の教育並びに福祉のために活動し営利的、宗教的、政治的な目的のために活動しない。

２．本会は自主独立のものであって、他のいかなる諸団体の支配干渉を受けてはならない。

３．本会と目的を同じくする他の団体及び機関と連絡し協力する。

４．本会は学校や教育委員会の活動を助けるために意見をのべ、参考資料を提出するが、直接に学校の管理や教師の人事には干渉しない。

第４章　事業

第 ５ 条　本会は第３条の目的を達成するために、次の事業を行う。

１．児童の福祉増進に関する事業

２．児童の生活指導のための事業

３．学校運営に関し協力する事業

４．学校の教育的環境整備に関する事業

５．児童の向上のために行う研修、親和に関する事業

６．広報宣伝の関する事業

７．その他、本会の目的達成のための事業

第５章　会員

第 ６ 条　本会の会員は活動の理解と協力について賛同するものを会員とし、すべて平等な権利と義務を有する。

１．本会の会員資格は次のとおりとする。
　一．本校に在籍する児童の保護者。
　二．本校に勤務する校長、教頭および教職員。
２.本会への参加は会員の自由意志に基づくものであり、入学に伴い入会となった後も、継続の強制は一切ないものとする。また、自らの意思でいつでも自由に退会することができる。
３．本会の退会は次のとおりとする。
　一．自動退会：本校に在籍する児童の卒業または転校、および教職員の異動や退職等の事由が生じた場合は、その日をもって自動的に退会とし、退会届の提出は不要とする。
　二．任意退会：前号の事由以外で、自らの意思によって年度途中に退会しようとする会員は、本会が指定する「退会届」を提出すること。

第 ７ 条　本会の会員は松戸市ＰＴＡ連絡協議会、千葉県ＰＴＡ連絡協議会、日本ＰＴＡ全国協議会の会員となる。

第６章　会計

第 ８ 条　本会の経費は会費と、その他の収入をもってあてる。
第 ９ 条　会費は一世帯月額２５０円を上限とする。
　会費の集金、またそれに付随する事項に関しては、河原塚小学校 PTA と河原塚小学校との間に締結した委任契約に基づき河原塚小学校に委任する。
第１０条　年度途中の入退会における会費の取り扱い（月割り、返金の有無等）は、別に定める「会計細則」による。
第１１条　本会の経理は原則総会あるいは、運営委員会で協議され認められた予算に基づいて行い、本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第１２条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第７章　役員

第１３条　本会の役員は次のとおりとする。
　会　長　１　名（保護者）
　副会長　３　名（保護者２名、教職員１名）
　書　記　３　名（保護者２名、教職員１名）
　会　計　３　名（保護者２名、教職員１名）
１．保護者役員は会員の中から選出する。
　教職員役員は教職員会員の中から選出し、総会で承認を得るものとする。

第１４条　役員の任期は１年とする。但し引き続き再任しても差し支えない。
役員の任期は３年を限度とする。
また役員は他の運営委員、専門委員、会計監査を兼ねない。
第１５条　役員が欠員となった場合は、運営委員会にて選出し補充するものとする。
その任期は前任者の残任期間とする。
第１６条　役員の任務は次のとおりとする。
１．会長は本会を代表し、総会、役員会、運営委員会等を招集する。
２．副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その任務を代行する。
３．書記は総会及び運営委員会その他の会の議事を正確に記録する。
また各種会合について通知する。
４．会計は本会のすべての金銭の収入、支出を正確に記録し、総会において、会計監査を経て決算報告する。

第８章　役員の選出

第１７条　本会の役員の選出は、次のとおりとする。
１．推薦委員会は、保護者役員並びに会計監査の候補者を推薦・選出し、毎年信任投票を実施しなければならない。
２．推薦委員会は、保護者役員並びに会計監査の選出及びその選挙管理の権限を有する。
３．推薦委員会は、毎年４月に構成される。
４．役員候補者の追加推薦は総会の際行うことができる。
５．新たに選出された保護者役員並びに会計監査の就任は４月１日とする。
６．任務終了後解散とする。

第９章　会議の定義

第１８条　本会の会議は、総会（定期および臨時）、運営委員会、および役員会とする。なお、すべての会議は、対面での開催に代えて、オンラインシステム等の電磁的方法または書面（電子投票を含む）によって開催し、決議することができる。
１．定期総会は年１回とする。総会は、前年度の会計、決算報告、事業報告、新年度の予算案、事業計画、役員及び会計監査を選出、その他必要な事項について審議決定する。
２．臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めたとき、または会員の２分の１以上の要求があった場合、これを開く。本会の総会は出席者及び委任状を合わせて、会員の３分の１以上の数をもって成立する。議決は出席者の過半数の賛成を要する。

第１０章　個人情報の保護

第１９条　本会は、活動上取得した会員の個人情報を適正に管理し、本会の運営・連絡以外の目的、または本人の同意がない限り、第三者に提供・開示してはならない。詳細は別に定める「個人情報取扱規程」による。

第１１章 会則の改正・解散

第２０条　本会則は、総会において出席者（委任状・書面表決を含む）の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正することができる。

第２１条　本会が解散する場合の資産の処分方法などは、総会の決議を経て決定する。

第１２章　　附則

第２２条　本会の運営に関し必要な細則、規定、内規等は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て制定或いは変更することができる。会長は議決後速やかに会員にその内容を通知しなければならない。

第２３条　学校長は本会と学校経営についての調整を行いすべての会議に参加できる。

第２４条　本会の慶弔規定は別にこれを定める。

第２５条　本会の会則は昭和４９年１１月１日より実施する。

昭和５６年　４月２７日会則一部変更
昭和５９年　４月　１日会則一部変更
平成　３年　５月２９日会則一部変更
平成　５年　３月１２日会則一部変更
平成　９年　３月　１日会則一部変更
平成１３年　３月　３日会則一部変更
平成１４年　３月　２日会則一部変更
平成１６年　３月　４日会則一部変更
平成２２年　２月２３日会則一部変更
平成２５年　１月１７日会則一部変更
平成２５年　５月１４日会則一部変更
令和　４年　５月３１日会則一部変更
令和　８年１０月２６日会則一部変更